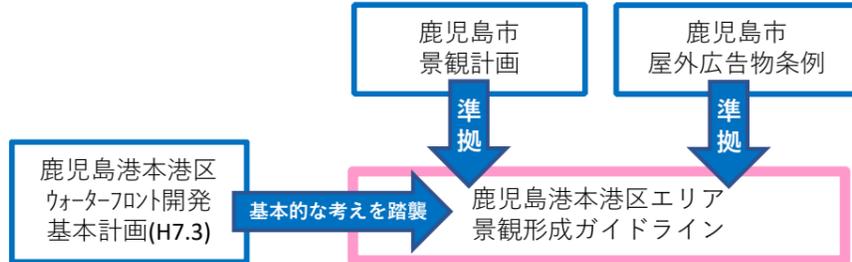


鹿児島港本港区エリア 景観形成ガイドライン (素案) 【概要版】

1 本ガイドラインの位置づけ

ガイドラインP2

桜島の眺望やまちなみ景観など同エリアにふさわしい景観・デザインについて、**基本的な方向性を示す**ことにより、同エリアにおける建築行為や公共土木施設等の整備に反映し、**良好な景観形成と魅力向上を図る**。



2 本港区エリアまちづくりの考え方

ガイドラインP3~5

- 古くからの歴史がある本港区(1840年頃：新波止)
- 市街地が隣接し、自然景観や歴史・文化に恵まれる
- 同エリアまちづくりグランドデザインの実現



3 本ガイドラインの対象区域

ガイドラインP6

下図に示す範囲(点線部内)を対象



4 配慮の方針

ガイドラインP6

●鹿児島ならではの特徴的な景観

- 自然景観や歴史建造物等の景観資源を活かす
- 港の活動等を感じる水際線プロムナードを有す
- 街路を通して見える市街地のまちなみ



活かす

- 回遊性のある歩行者動線を確保
- 歩行者目線での良好な景観を形成
- 建築物等の高さ配慮(市景観計画)



5 回遊動線と視点場の設定

ガイドラインP7~15

同エリアの魅力を感じられる場所を回遊動線上の視点場

- ★眺望の場：錦江湾・桜島への眺望確保が必要
- 佇みの場：まちなみや港の活動を立ち止まって眺める



6 配慮する事項

ガイドラインP16~24

- 建築物等の高さ
- 眺望の場からの見通し確保
- オープンスペース, 回遊性の確保
- 水際空間
- まちなみ形成
- 建築物等のデザイン
- 色彩
- 屋外広告物
- 屋根・屋上
- 駐車場・駐輪施設
- 夜間景観の演出
- 道路及び緑地・緑化
- イベント時の緩和
- ユニバーサルデザイン等



低層階工夫で圧迫感軽減例



壁面後退・セパブリック空間例 質の高い自家用広告物の例



7 配慮についての協議・調整

ガイドラインP24

同エリアにおいて建築行為や、公共土木施設等の整備を実施する際に、**事業者等との協議の場を設け**、設計・施工段階における景観・デザインに関して本ガイドラインの反映状況等について、**確認・調整を行う**。

眺望の場★①



★①から錦江湾・桜島の眺望配慮範囲 佇みの場□1



眺望の場★②



★②から桜島の見通し確保範囲 佇みの場□2



眺望の場★③



★③から桜島の見通し確保範囲 佇みの場□4



佇みの場□7



佇みの場□9

